

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月21日
【会社名】	ハイブリッド・サービス株式会社
【英訳名】	HYBRID SERVICE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 弘明
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目3番17号
【電話番号】	03(6731)3410
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目3番17号
【電話番号】	03(6731)3410
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 300,024,000円 第3回新株予約権証券 12,881,040円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,113,041,040円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年8月20日に臨時報告書を提出したことに伴い、平成27年8月12日付をもって提出した有価証券届出書及び同月13日付けで提出した有価証券届出書の各訂正届出書の記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 追完情報

臨時報告書の提出

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。（なお、記載の追加の場合は、\_\_\_\_\_ 罫を省略しております。）

## 第一部【証券情報】

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			1,389,000	19.51%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	1,150,000	20.06%	1,150,000	16.15%
松田 健太郎	東京都港区	844,400	14.73%	844,400	11.86%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	389,700	6.79%	389,700	5.47%
眞下 法久	群馬県太田市	140,600	2.45%	140,600	1.97%
荒井 孝	栃木県宇都宮市	119,600	2.08%	119,600	1.68%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	113,700	1.98%	113,700	1.60%
渡邊 栄志	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	1.40%
瀬戸 克之	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	1.40%
平田 知良	東京都江戸川区	97,000	1.69%	97,000	1.36%
計		3,055,000	53.26%	4,444,000	62.40%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨てしております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日時点の株主名簿及び平成27年8月11日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式の第三者割当後の総議決権数71,209個に対する割合です。

## (2) 本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			3,889,000	33.23%
後方支援投資事業組合	東京都港区赤坂二丁目9番2号			2,084,000	17.80%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	1,150,000	20.06%	1,150,000	9.82%
松田 健太郎	東京都港区	844,400	14.73%	844,400	7.21%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	389,700	6.79%	389,700	3.33%
眞下 法久	群馬県太田市	140,600	2.45%	140,600	1.20%
荒井 孝	栃木県宇都宮市	119,600	2.08%	119,600	1.02%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	113,700	1.98%	113,700	0.97%
渡邊 栄志	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	0.85%
瀬戸 克之	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	0.85%
計		2,958,000	51.57%	8,931,000	76.28%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨ててしております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日時点の株主名簿及び平成27年8月11日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件による新株式の割当及び全ての新株予約権の権利行使後の総議決権数117,049個に対する割合です。

(訂正後)

## (1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			1,389,000	19.51%
松田 健太郎	東京都港区	844,400	14.73%	844,400	11.86%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	575,000	10.03%	575,000	8.07%
A - 1 投資事業有限責任組合	東京都港区三田一丁目2番21号	575,000	10.03%	575,000	8.07%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	389,700	6.79%	389,700	5.47%
眞下 法久	群馬県太田市	140,600	2.45%	140,600	1.97%
荒井 孝	栃木県宇都宮市	119,600	2.08%	119,600	1.68%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	113,700	1.98%	113,700	1.60%
渡邊 栄志	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	1.40%
瀬戸 克之	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	1.40%
平田 知良	東京都江戸川区	97,000	1.69%	97,000	1.36%
計		3,055,000	53.26%	4,444,000	62.39%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨てしております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日時点の株主名簿及び平成27年8月20日に当社が提出した臨時報告書に基づき算定しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式の第三者割当後の総議決権数71,209個に対する割合です。

## (2) 本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			3,889,000	33.23%
後方支援投資事業組合	東京都港区赤坂二丁目9番2号			2,084,000	17.80%
松田 健太郎	東京都港区	844,400	14.73%	844,400	7.21%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	575,000	10.03%	575,000	4.91%
A - 1 投資事業有限責任組合	東京都港区三田一丁目2番21号	575,000	10.03%	575,000	4.91%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	389,700	6.79%	389,700	3.33%
眞下 法久	群馬県太田市	140,600	2.45%	140,600	1.20%
荒井 孝	栃木県宇都宮市	119,600	2.08%	119,600	1.02%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	113,700	1.98%	113,700	0.97%
渡邊 栄志	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	0.85%
瀬戸 克之	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	0.85%
計		2,958,000	51.57%	8,931,000	76.28%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨てしております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日時点の株主名簿及び平成27年8月20日に当社が提出した臨時報告書に基づき算定しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件による新株式の割当及び全ての新株予約権の権利行使後の総議決権数117,049個に対する割合です。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

臨時報告書の提出

記載なし

（訂正後）

臨時報告書の提出

（平成27年8月20日提出）

#### 1 提出理由

当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主及び主要株主である筆頭株主の氏名又は名称

主要株主となるもの A - 1 投資事業有限責任組合

主要株主である筆頭株主となるもの 松田 健太郎

主要株主である筆頭株主でなくなるもの 吉田 弘明

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

A - 1 投資事業有限責任組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	5,750個	10.03%

主要株主である筆頭株主となるもの

松田 健太郎

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	8,444個	14.73%
異動後	8,444個	14.73%

主要株主である筆頭株主となくなるもの

吉田 弘明

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	11,500個	20.06%
異動後	5,750個	10.03%

(3) 当該異動の年月日

平成27年8月19日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 628,733,250円

発行済株式総数 普通株式 5,731,900株

以 上

（平成27年 8月21日提出）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成27年 8月13日付けで提出した臨時報告書において、「ハイブリッド・ホールディングス株式会社」（仮称）で記載しておりました分割会社の商号が「ピクセルカンパニーズ株式会社」に決定したことに伴い、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2（報告内容）

（2）新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

分割方法

（5）新設分割計画書

3 訂正内容

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。（なお、記載の追加の場合は、\_\_\_\_\_ 罫を省略しております。）

2（報告内容）

（2）新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

分割方法

（訂正前）

当社を分割会社とし、新たに設立する「ハイブリッド・サービス株式会社」を承継会社とする新設分割を実施します。なお、当社は、平成27年10月1日以降は持株会社となり、「ハイブリッド・ホールディングス株式会社」（仮称）に商号変更いたします。

（訂正後）

当社を分割会社とし、新たに設立する「ハイブリッド・サービス株式会社」を承継会社とする新設分割を実施します。なお、当社は、平成27年10月1日以降は持株会社となり、「ピクセルカンパニーズ株式会社」に商号変更いたします。

（5）新設分割計画書

新設分割計画書は次のとおりです。

新設分割計画書

（訂正前）

ハイブリッド・サービス株式会社（平成27年10月1日付で「ハイブリッド・ホールディングス株式会社」（仮称）に商号変更、以下「当社」という。）は、当社のマーケティングサプライ事業、環境関連事業、ファシリティ関連事業及びファニチャー事業に関して有する権利義務（以下「本事業」という。）を、新たに設立するハイブリッド・サービス株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うため、以下のとおり計画（以下「本計画」という。）する。

（後略）

（訂正後）

ハイブリッド・サービス株式会社（平成27年10月1日付で「ピクセルカンパニーズ株式会社」に商号変更、以下「当社」という。）は、当社のマーケティングサプライ事業、環境関連事業、ファシリティ関連事業及びファニチャー事業に関して有する権利義務（以下「本事業」という。）を、新たに設立するハイブリッド・サービス株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うため、以下のとおり計画（以下「本計画」という。）する。

（後略）

以上